

第2章 環境の状況及び講じた施策

府内の大気環境については、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の環境基準の達成率がそれぞれ 98.1%、98.0%でしたが、二酸化硫黄、一酸化炭素は環境基準（環境保全目標）を達成しています。一方、府内の水環境については、河川のBOD、大阪湾のCODについて、環境基準の達成率がそれぞれ、72.5%、40.0%でした。また、地球温暖化やヒートアイランド対策、アスベストをはじめとする有害化学物質対策、廃棄物の減量化・リサイクルの推進などが課題となっています。

本章では、これらの主な環境の状況と併せて、平成 19 年度に講じた施策のうち、主要な施策や新たな取組みを中心に、その概要について環境総合計画の目標と併せて報告します。

第1節 廃棄物対策とリサイクルの推進

1 廃棄物の減量化・リサイクルの推進

(1) 主な目標と現状

【主な目標】

廃棄物の最終処分量を 2010（平成 22）年度までに 1997（平成 9）年度比で概ね半減させることなどを目標に、廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の 3R を推進します。

【現状】

① 一般廃棄物

平成 18 年度に府内から排出された一般廃棄物は 424 万トン（集団回収含む）であり、一人一日あたりの排出量は 1,308 グラムと減少傾向にあります。また、再生利用量は 45 万トンであり、最終処分量は 67 万トンとなっています。リサイクル率も年々向上しており、10.6% となっています。

② 産業廃棄物

平成 17 年度に府内から排出された産業廃棄物は 1,728 万トンとなっています。また、再生利用量は 545 万トンであり、最終処分量は 67 万トンとなっています。

図-2 一般廃棄物排出量の推移

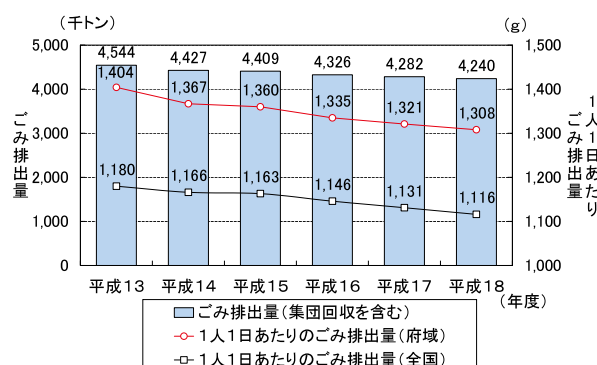
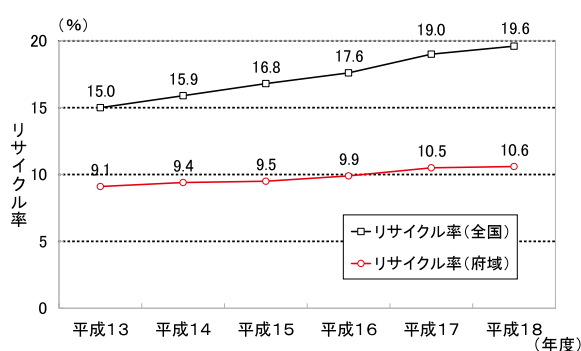
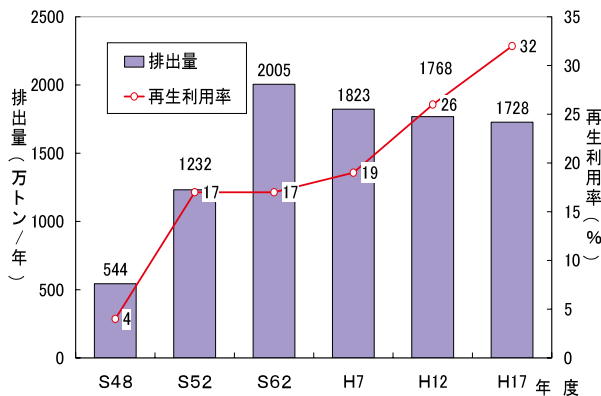


図-3 一般廃棄物のリサイクル率の推移



図ー４ 産業廃棄物の排出量と再生利用率の推移（大阪府）



(2) 講じた施策

■アジア3R技術サポート事業【再生】

【循環型社会推進室 内線：3817】

堺第7-3区をはじめ臨海部を中心に立地している先進的な技術やシステムを有するリサイクル関連施設等、府内のシーズを活用し、関係者との適切な役割分担のもと、アジア各国へ3R（廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle））技術の移転を行うことを目的としています。

平成19年度は、平成18年度に実施した海外ニーズ調査やパイロット研修の結果を踏まえ、中国・江蘇省（平成19年8月）及びベトナム・ハノイ市（平成20年1月）において3R技術セミナーを開催するとともに、中国・江蘇省から3名の研修員を招へいし、3R技術研修を実施しました。

（環境関連主要事業（決算額）一覧 NO.16）

■大阪府分別収集促進計画の推進と次期計画の策定

【循環型社会推進室 内線：3815】

容器包装リサイクル法に基づき、「第4期大阪府分別収集促進計画（平成18～22年度）」を円滑に推進するため、市町村の分別収集実施状況やリサイクル施設の整備状況を把握し、先進的な取組事例の情報提供等の技術支援を引き続き行いまし

た。

また、平成20年度から平成24年度までの「第5期大阪府分別収集促進計画」を策定しました。

（環境関連主要事業（決算額）一覧 NO.11）

【容器包装リサイクル情報コーナー】

<http://www.pref.osaka.jp/waste/gomi/your/index.html>

■家電リサイクルの推進

【循環型社会推進室 内線：3815】

廃棄物処理法に基づき、再生資源業者がリサイクルを行う「家電リサイクル大阪方式」の推進に向けて、消費者や関係者の理解を得るために周知・啓発を行う等、PRを進めました。

また、大阪方式の要件の一つであるリサイクル率の見直しを検討する基礎資料として活用するために、製品の大きさの違いによる有価物の回収量への影響などの実証調査を実施しました。

（環境関連主要事業（決算額）一覧 NO.14）

【家電リサイクル情報コーナー】

<http://www.pref.osaka.jp/waste/kaden/index.html>

■リサイクル製品認定制度の運用

【循環型社会推進室 内線：3819】

廃棄物のリサイクルをより一層促進するとともに、循環型社会の形成に寄与するリサイクル関連産業を育成するため、府内で発生した廃棄物（循環資源）を利用し、府内の工場で製造したリサイクル製品で一定の基準を満たすものの認定を平成16年度から行っています。平成19年度末現在で再生路盤材などの土木資材や再生プラスチック製品など323製品を大阪府認定リサイクル製品として認定しています。

（環境関連主要事業（決算額）一覧 NO.13）

図-5 大阪府リサイクル認定製品マーク



【大阪府リサイクル製品認定制度】

<http://www.pref.osaka.jp/waste/ninteiseido/index.html>

2 廃棄物の適正処理

(1) 主な目標と現状

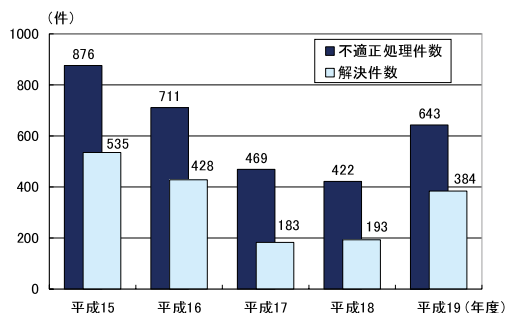
【主な目標】

大阪をきれいな環境都市とすることをめざし、不法投棄等の根絶に向けた取組みを重点的に進めます。

【現状】

産業廃棄物の野外焼却・野積み・不法投棄などの不適正処理は、依然として多発しており、行政の監視が行き届かない夜間や早朝、休日、また、極めて短期間に行われるなど、その手口が悪質・巧妙化しています。

図-6 産業廃棄物の不適正処理件数



(2) 講じた施策

■産業廃棄物の不適正処理の根絶

【循環型社会推進室 内線：3825・3827】

【環境管理室 内線：3875】

産業廃棄物の野積みや野外焼却等の不適正処理の根絶を図るため、排出事業者や処理業者に対し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付の徹底や適正処理の指導を強化するとともに、土地所有者等への土地の適正管理等の啓発・指導により不適正処理の未然防止を図りました。

また、警察との連携や産業廃棄物を排出した事業者、土地所有者等に協力を求めるなど、廃棄物処理法と循環型社会形成推進条例を効果的に運用し、不適正処理の迅速な問題解決を図りました。

（環境関連主要事業（決算額）一覧 NO.167・170）

図-7 産業廃棄物の不適正処理現場



■PCB廃棄物適正処理推進事業

【環境管理室 内線：5201】

PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理については、日本環境安全事業(株)が、近畿圏の処理拠点として大阪市此花区に脱塩素化分解方式による処理能力2t/日の施設を建設し、平成18年10月から稼動しています。

大阪府では、「大阪府PCB廃棄物処理計画」（平成16年3月策定）に基づき、近畿ブロック関係府県市と協力して適正処理を推進するとともに、保管事業場への立入検査等により、保管廃棄物の適正管理の徹底を図りました。

また、中小企業によるPCB廃棄物の処理を支援するため、国・他都道府県と同様に（独）環境

再生保全機構に設けられたポリ塩化ビフェニル
廃棄物処理基金に引き続き拠出しました。

(環境関連主要事業 (決算額) 一覧 NO.174)

【脱塩素化分解方式】

トランス・コンデンサ等の処理対象物に含まれるPCB
を抜取、洗浄、密閉・真空状態での加熱等の方法により
分離・回収した後、触媒の存在下にて260℃、常圧でP
CBを水素と反応させて、塩酸とビフェニルに分解し、
無害化します。

表-8 大阪府域*のPCB保管等届出状況
(平成19年3月31日現在)

	保管中	使用中
高圧機器	12千台	4百台
低圧機器	492千台	3千台
廃油等	93トン	—
廃感圧紙	12トン	—

*大阪市、堺市、東大阪市及び高槻市を除く。

図-9 PCB含有コンデンサの保管

